

金鯧メディネット 意見交換会

平成30年3月1日（木）13時30分～
独立行政法人 国立病院機構
名古屋医療センター
地域医療連携室
金鯧メディネット事務局



目次

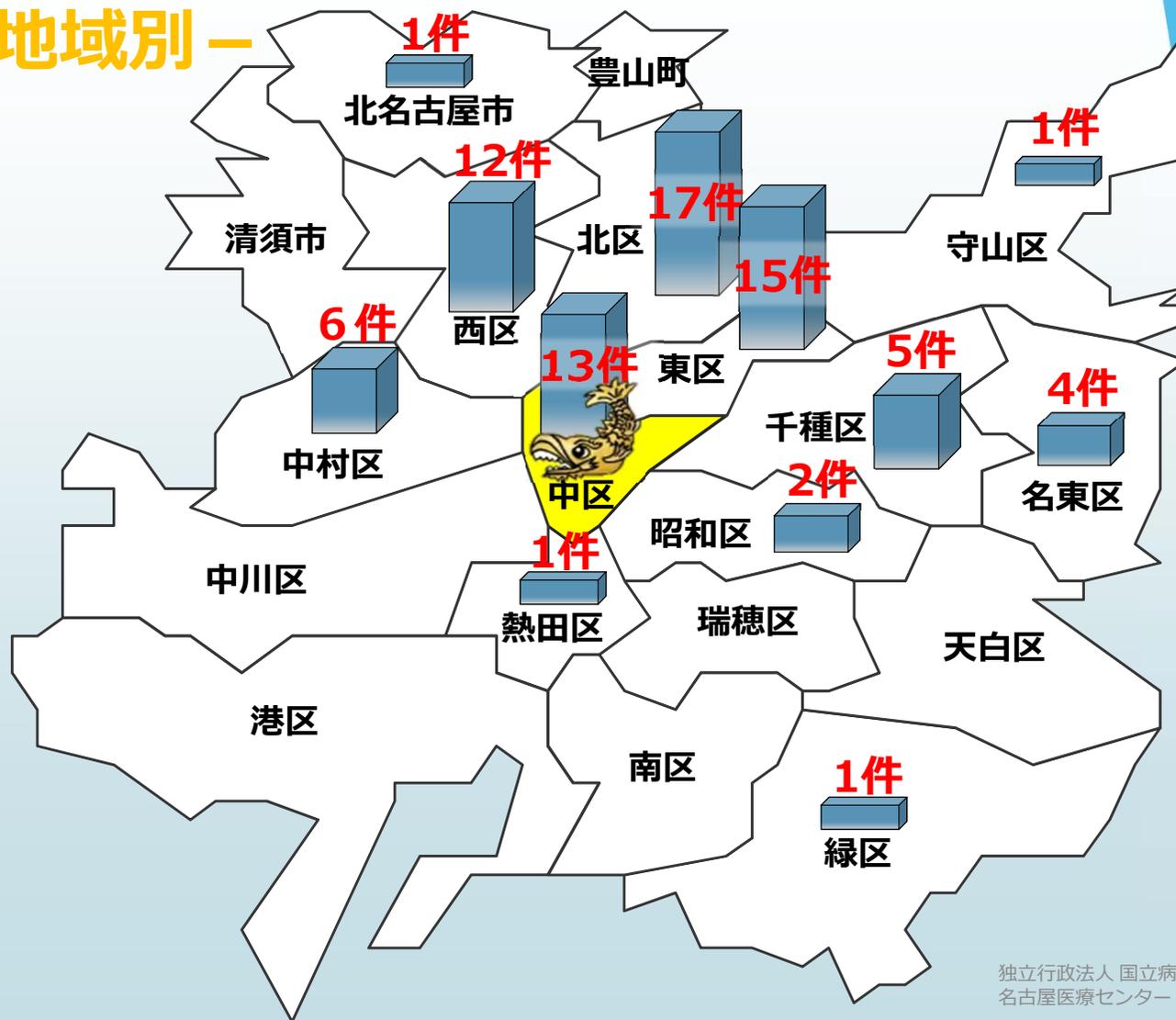
- 1. 運用報告
- 2. 課題・問題点
- 3. 運用に関するお知らせ

1. 運用報告

加入状況 - 地域別 -

平成30年1月末

- 加入施設数：78
- ユーザー数：173
- アクティブ：105



加入状況 —施設別—

平成30年1月末

診療所数 : 54

病院数 : 12

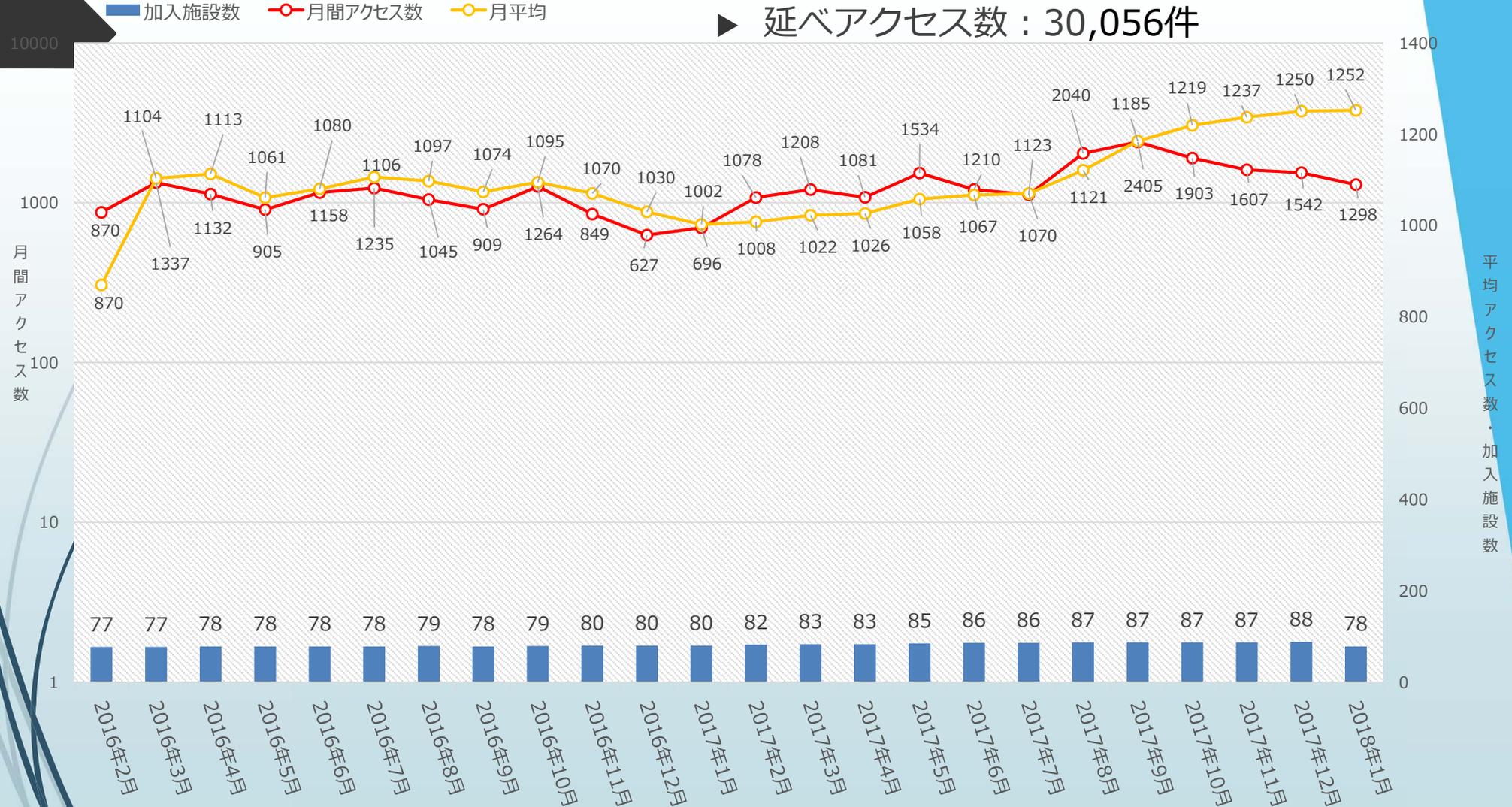
訪問看護 : 4

薬局 : 8

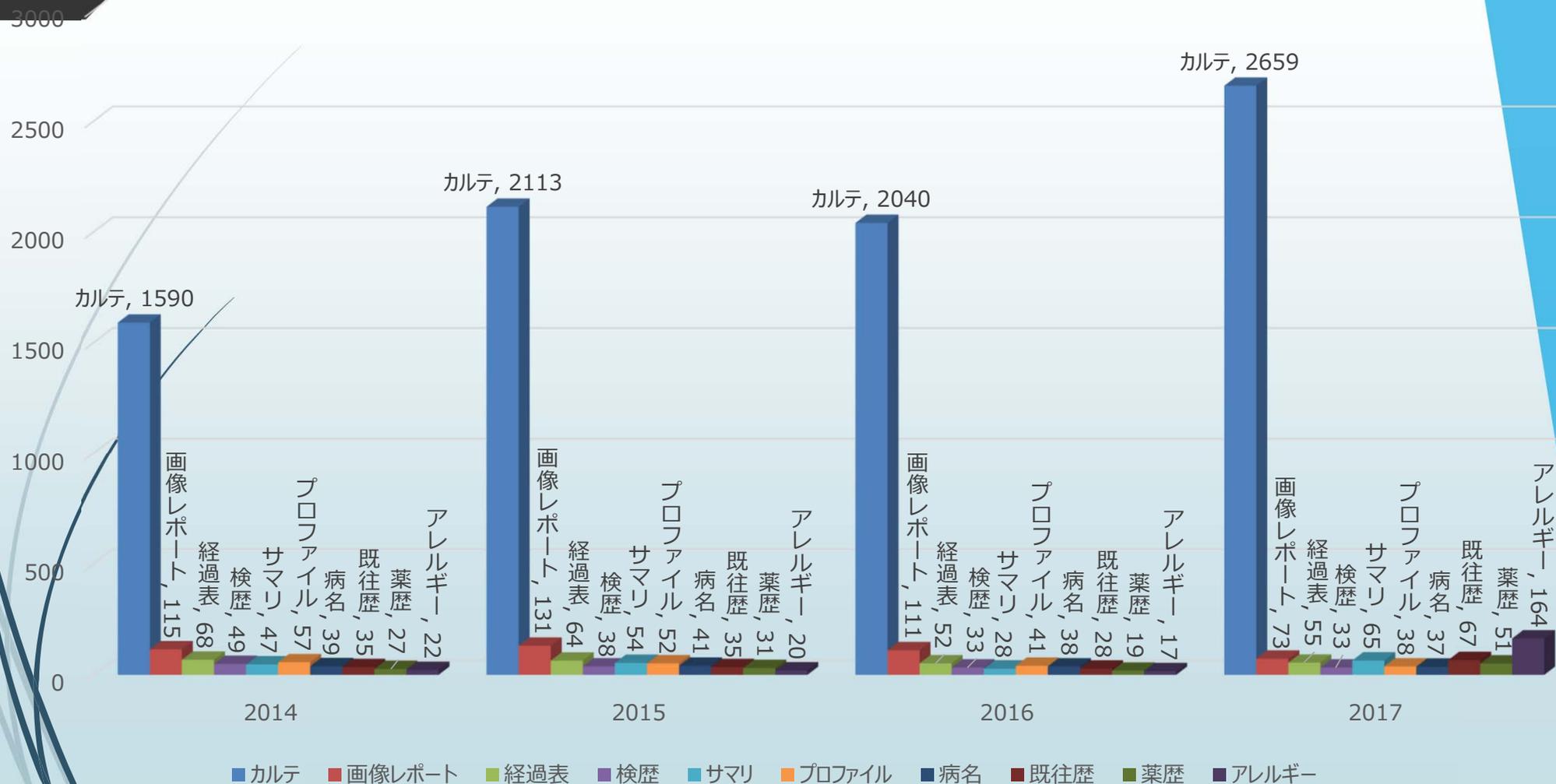
アクセス数の推移

▶ 期間：2016年2月～2018年1月（直近24ヶ月）

▶ 延べアクセス数：30,056件



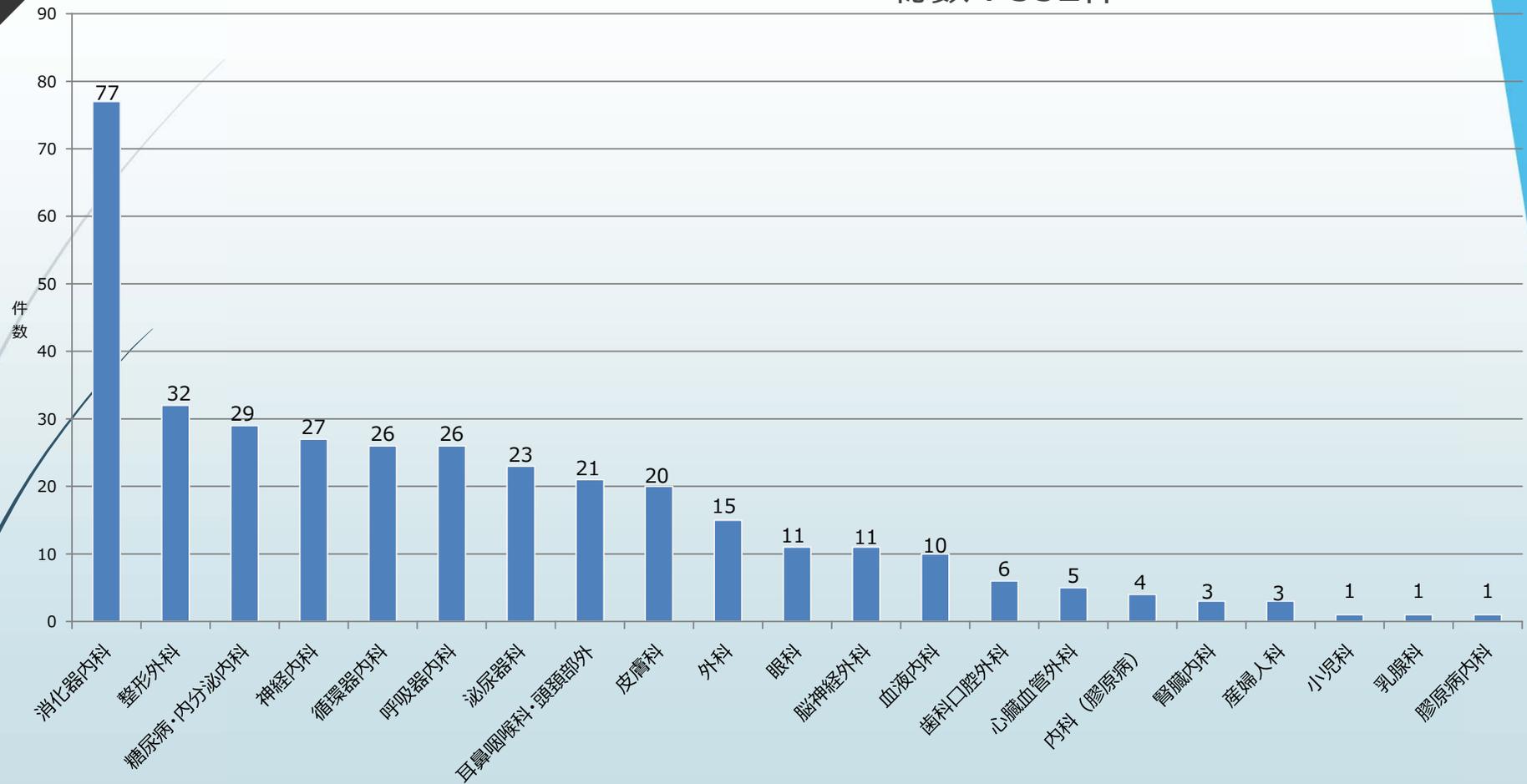
分類別カルテ参照件数 - 年別 -



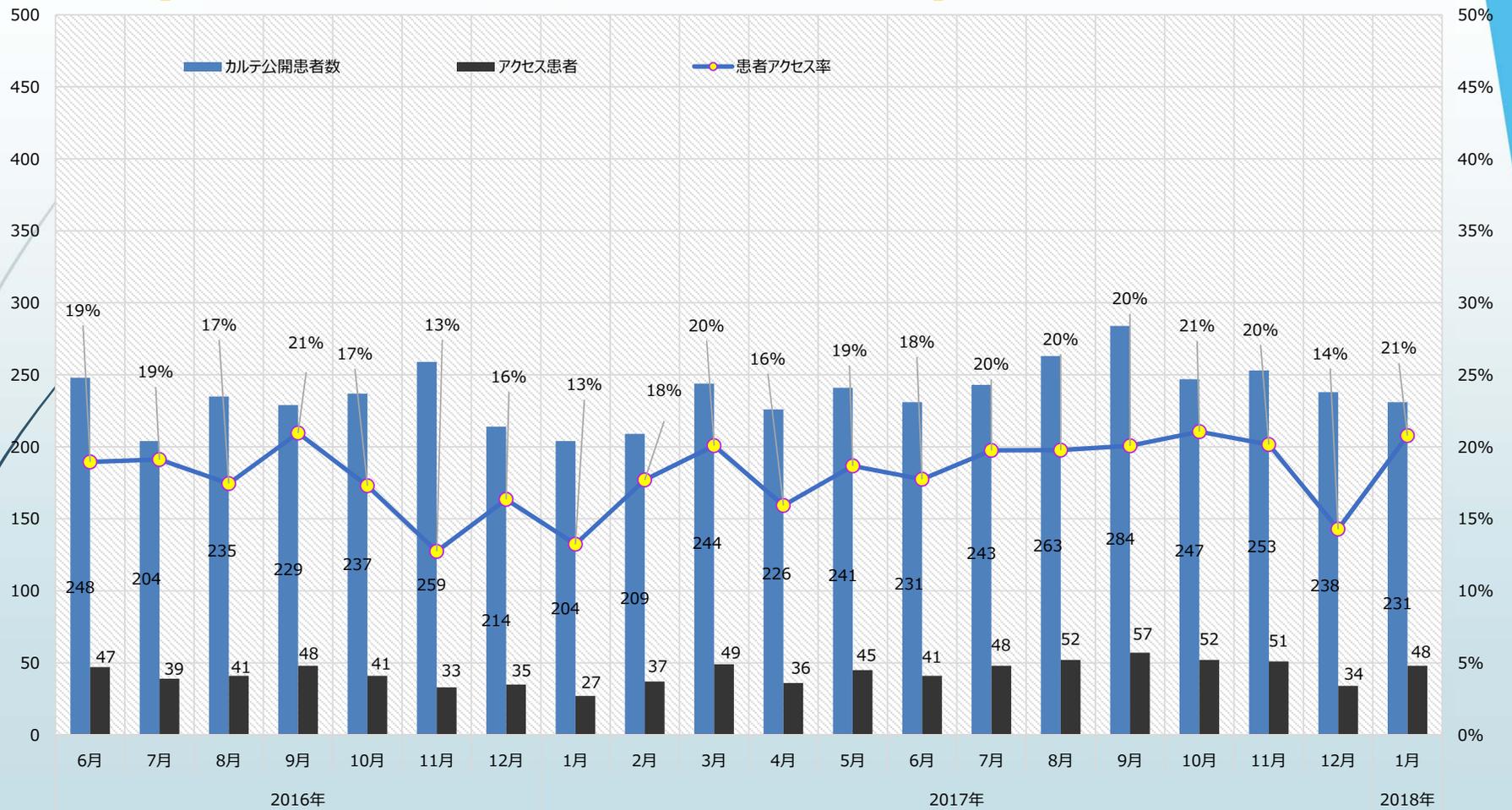
Web予約状況 — 診療科別 —

▶ 期間：2013年10月1日～2018年1月まで

▶ 総数：352件



カルテ公開患者とアクセス患者 - (月単位・公開開始日ベース) -



2. 課題・問題点

➡ ①利用率を上げる

⇒ カルテ公開患者に対する閲覧率を上げたい

利用施設からの意見内容

1対1から→N対1への拡大

本日意見活用の為に改善を望む事を伺いたいと思います。

3. 運用に関する お知らせ

➡ ① WindowsのOS・Internet Explorer対応

⇒ Windows7・Windows8.1・Windows10でIE11が接続可能です。

OS	IE	サポート終了日（日本時間）
Windows XP	IE6／IE7／IE8	すでにサポート終了
Windows Vista	IE7／IE8／IE9	すでにサポート終了
Windows 7	IE8／IE9／IE10	すでにサポート終了
Windows 7	IE11	2020年1月15日
Windows 8	IE10	サポート終了
Windows 8.1	IE11	2023年1月11日
Windows 10	IE11	2025年10月15日

➡ ②無線LAN

⇒ 金鯨メディネットを無線LANで利用したいとのご要望もありますが、電波が盗聴されて、情報が盗まれる可能性がありますので、基本的な別紙注意事項をご確認下さい。

セキュリティ確保のため、ご協力をお願いいたします。

③金鯨メディネット 新バージョン（V6）に切替協力のお礼

⇒ 既存ネットワーク機器の老朽化の為、**新バージョンへの切替が必要**でしたが、各施設様のご協力により新バージョンへの切替を順次させて頂いております。全施設新バージョンへ更新終了後旧サーバーを停止させて頂きます

ご協力ありがとうございました。

「金鯨メディネット」意見交換会

電子的診療情報評価料算定についてご案内



独立行政法人
国立病院機構

名古屋医療センター
National Hospital Organization Nagoya Medical Center

平成30年3月1日 地域医療連携室

電子的診療情報評価料算定についてご案内

平成28年4月の診療報酬改定にて「**B009-2 電子的診療情報評価料 30点**」が新設され当院と医療情報開示ネットワーク（金鯨メディネット）に接続されている**施設様が算定できます**ので、届出がまだのご施設様へご案内させていただきます。

電子的診療情報評価料算定の為、貴施設様へのお願い。

1. 医療情報開示ネットワーク（金鯨メディネット）導入



2. 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出書を提出
別紙用紙（様式14の2、別添2）に記載

（様式14の2 6に貴施設名か名古屋医療センターを記入）



3. 当院からの逆紹介（診療情報提供書の提供がある）患者様の同意後（同意書記載）、金鯨メディネット
照会閲覧依頼書を連携室へFAXし閲覧請求

※紹介患者様は180日閲覧可能のため、閲覧依頼書不要



4. 受診時、検査結果や画像の評価の要点を記録に記載



5. 算定

B009-2 電子的診療情報評価料 30点

- (1) 電子的診療情報評価料は、別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、同時に電子的方法により提供された検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なものを電子的方法により閲覧又は受信し、当該検査結果等を診療に活用することによって、質の高い診療が効率的に行われることを評価するものである。
- (2) 保険医療機関が、他の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者について、検査結果画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含む場合に限る。）を①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ閲覧、又は②電子的に送付された診療情報提供書と併せて受信し、当該検査結果や画像を評価して診療に活用した場合に算定する。その際、検査結果や画像の評価の要点を診療録に記載する。
- (3) 電子的診療情報評価料は、提供された情報が当該保険医療機関の依頼に基づくものであった場合は算定できない。
- (4) 検査結果や画像情報の電子的な方法による閲覧等の回数にかかわらず、区分番号「B009」に掲げる診療情報提供料（I）を算定する他の保険医療機関からの1回の診療情報提供に対し、1回に限り算定する。